

わが家、わが町を守るための

# 垂井町 岩手地区 洪水ハザードマップ



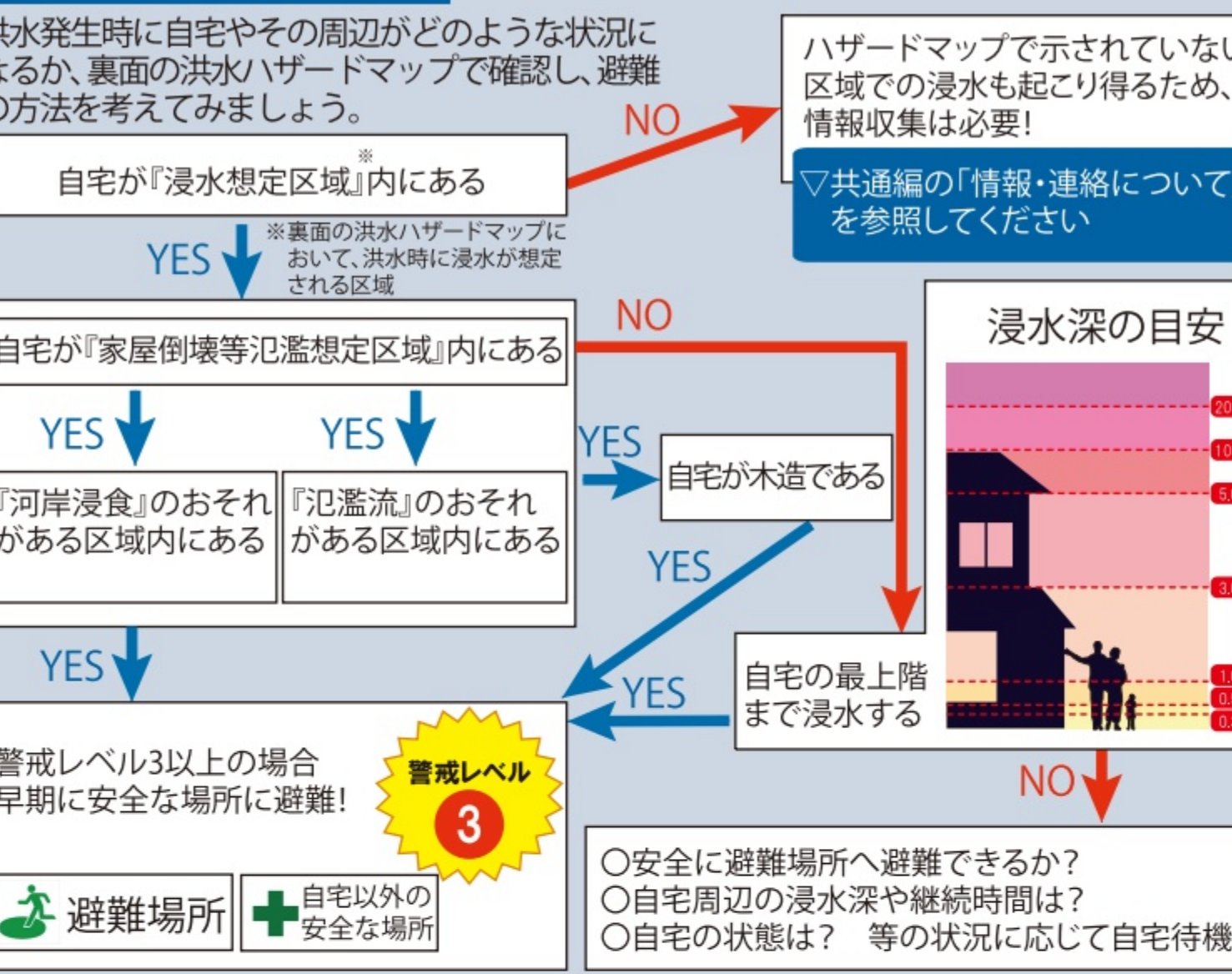
垂井町町中地内 平成 20年 9月 2日 (ゲリラ豪雨による梅谷川氾濫) 垂井町栗原地内 平成 25年 9月 15日 (台風 18号)

このマップは、垂井町内を流れる主要河川、および牧田川が大雨によって増水し、堤防が決壊した場合の浸水予想結果に基づいて、住民のみなさんの避難に役立つように、浸水の範囲とその深さ、ならびに避難場所などを示したものです。洪水が発生するおそれがあるときは、役場から避難情報が出されますので、このマップを持ってすみやかに避難してください。また、大雨の時には、雨の降り方や家のまわりの浸水状況に注意し、危険を感じたら早めの避難を心がけましょう。

※いざというときに備えて、あなたの家から避難場所までの安全な経路や、家族の連絡先などを書き込んで、見やすい場所に保管しましょう。

垂井町 令和 4年 3月改訂

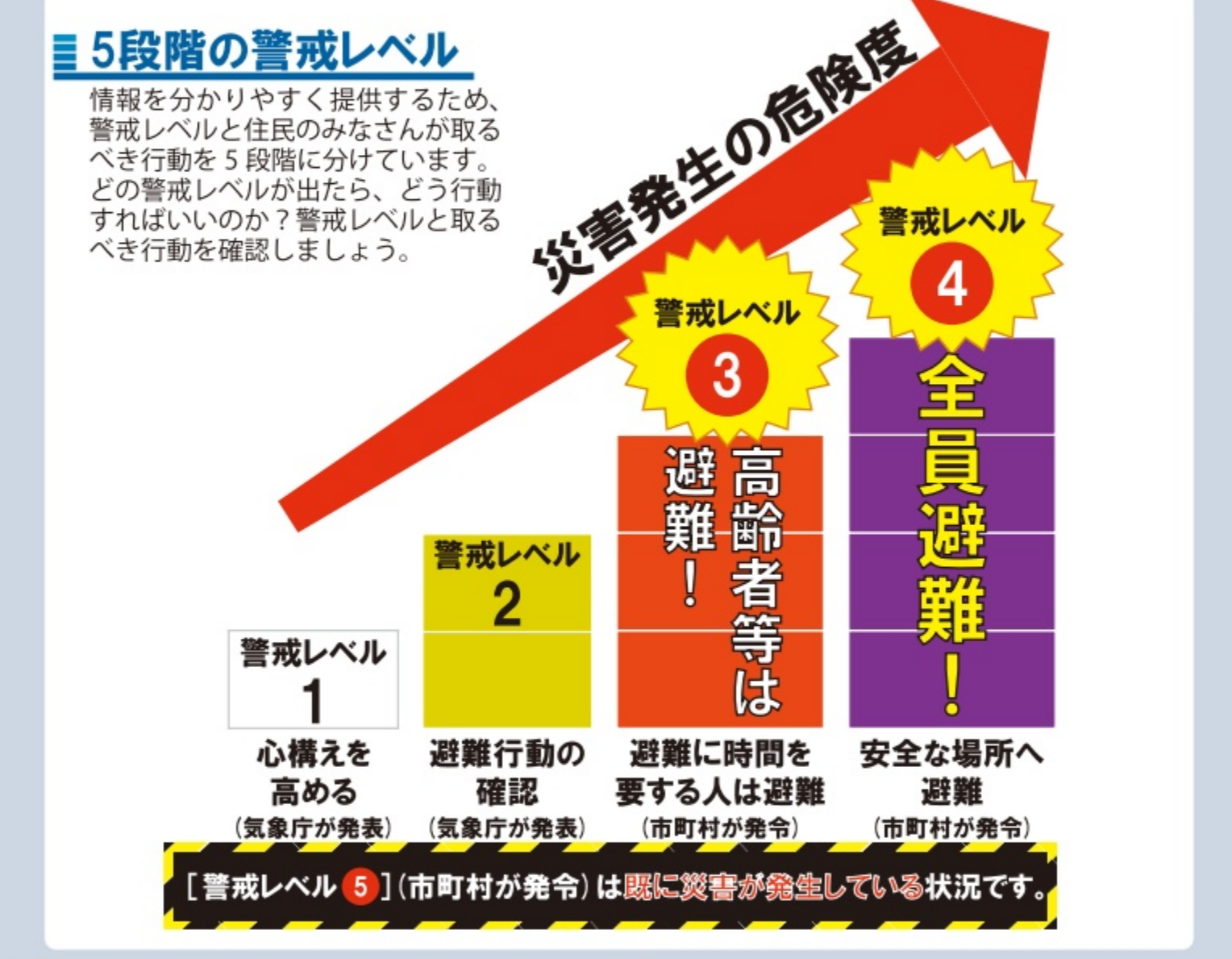
## 避難のフローチャート



## 早期避難が必要な区域

- 家屋倒壊等氾濫想定区域**  
氾濫流 [氾濫流] 氾濫した洪水の流れが速く、木造家屋が倒壊するおそれのある区域
- 家屋が水没するおそれのある区域**  
最上階まで浸水する建物は早期の避難が必要です。(目安として、浸水深 3.0m で 2 階が床下浸水します。)
- 逃げ遅れたらどうする？**
  - 自宅や 自宅近隣の頑丈な建物の2階以上へ移動し、救助を待ちましょう。(垂直避難)
  - 山側の部屋にいれば、山から離れた部屋へ移動しましょう。(水平避難)
- 河岸浸食**  
洪水の際に河岸が削り取られて、家屋が倒壊するおそれのある区域

# 自分の命は自分で守る 避難を 考えよう!



**警戒レベル1で取るべき行動**  
●災害への心構えを高めましょう。気象庁から発表される早期注意情報(警戒の可能性)は以下から確認できます。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/keika/ ※パソコン・スマートフォン共通

**警戒レベル2で取るべき行動**  
●このハザードマップを活用して、避難行動を確認しましょう。▽「避難のフローチャート」を参照してください。

**警戒レベル3で取るべき行動** 高齢者等は早めの避難  
**高齢者等避難** 避難に時間を要する人は避難  
●避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある方、乳幼児等)とその要する人は避難をしましょう。●その他の人は、避難の準備を整えましょう。 泥川(周辺):水位7.10m(氾濫警戒情報発令) 山間部:大雨警報(土砂災害)発令

**警戒レベル4で取るべき行動** 全員避難!!  
**避難指示** 安全確保!!

**緊急安全確保**  
●すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。●警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはけません!

- 避難時の心得**
  - 安全な服装で避難しましょう。動きやすい運動靴を履いて、動きやすい服装で避難しましょう。
  - 近所(高齢者等)の人に声をかけましょう。高齢者や体の不自由な方は不安がっぱいです。お互いに助け合って安全に避難しましょう。
  - 崖の近くは避けましょう。崖の近くや増水した川にかかる橋などは渡らないようにしましょう。
  - 水面の下は危険な所が隠れています。
  - 車での避難は危険です。自動車が水に浸かると動かなくなったり、水圧で扉が開かなくなったりして大変危険です。自動車での避難は特別の場合を除きやめましょう。

このマップは、垂井町に洪水被害を及ぼす可能性のある河川が、想定される最大規模の大雨の影響で氾濫した場合の「浸水区域」「浸水深」「早期の立退き避難が必要な区域」等を示したものです。 ※このマップに表示されていない地域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際と異なる場合があります。 ※想定を超える降雨、内水による氾濫は考慮していません。 ただし、内水による氾濫を警戒すべき箇所を以下に示します。

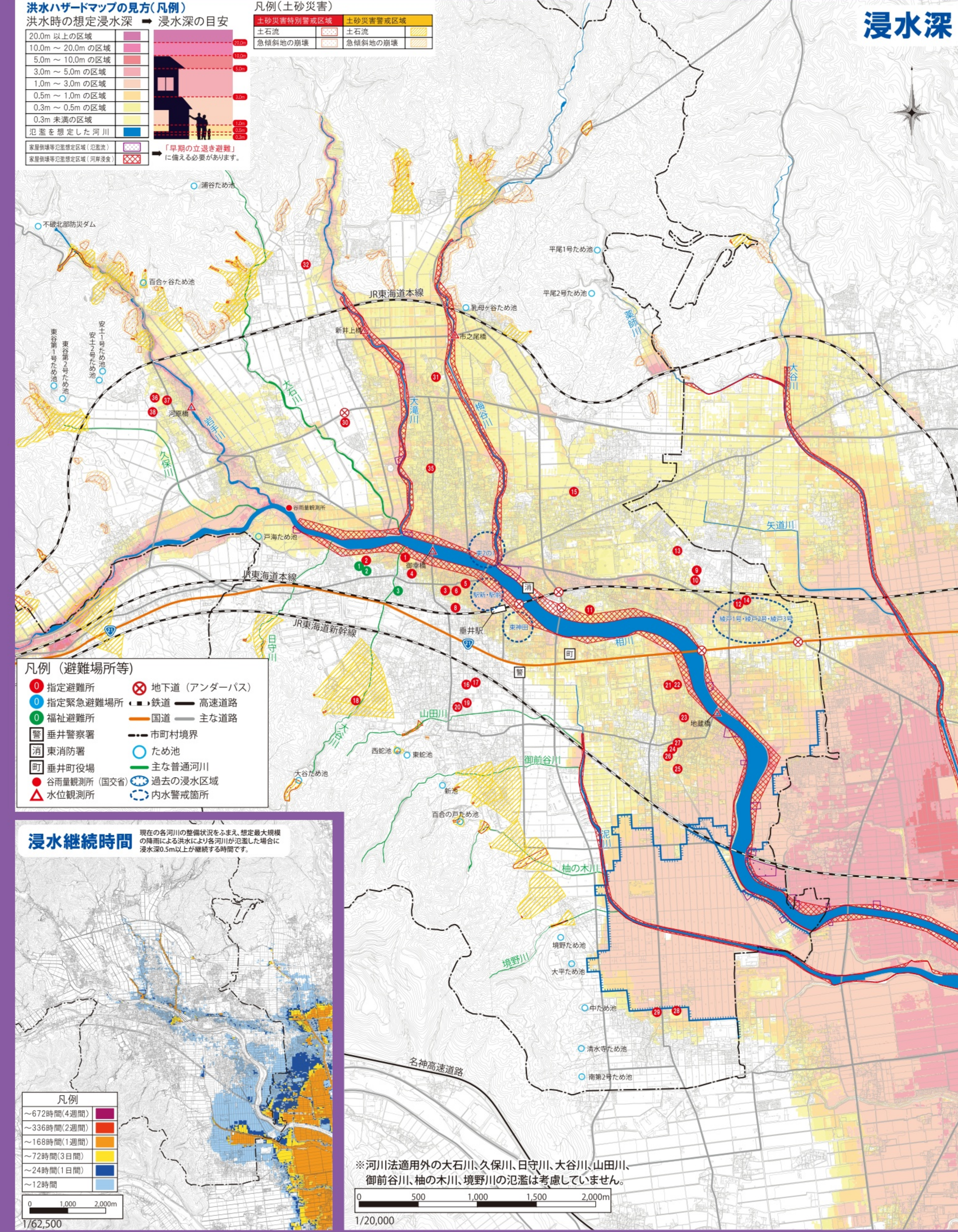
## 想定最大規模版

現在の各河川の整備状況をふまえ、当該流域における過去の降雨量から想定される最大規模(1,000年間に1回程度発生)の降雨に対する浸水想定です。

## 町内を流れる河川

- 想定される最大規模の大雨は以下の通りです。
- 相川:相川流域の1日間総雨量 741mm
- 泥川、栗原川、梅谷川、大滝川、大谷川の各河川 1日間総雨量 836mm
- 若手川:1時間あたりの雨量 176mm
- 矢道川:1時間あたりの雨量 170mm

<お問い合わせ先>  
垂井町役場 建設課  
〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957-11  
TEL 0584-22-1151(代)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用(承認番号 令元情使、第566号)